

平成21年6月19日

## 株式会社化に伴う株式の割当ての状況について

第一生命保険相互会社（社長 齋藤 勝利）の株式会社化（相互会社から株式会社への組織変更）に伴う株式の割当ての状況について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の割当ての状況

株式会社化に関する補償基準日（株式会社化に伴う株式の割当て計算の対象となる社員を確定するための基準日）である平成21年3月31日以降、社員（有配当保険契約のご契約者さま）に対して割り当てられる株式数の計算を実施してまいりましたが、その計算結果の概要は下表のとおりとなりました。

なお、株式会社化に伴う株式の割当ては、平成21年6月30日開催の第108回定時総代会における組織変更計画（当社の株式会社化に関する計画）に関する承認、当局認可等を条件として、株式会社化の効力発生日である平成22年4月1日に実施されます。

区 分	社員数 (有配当保険契約のご契約者さまの数)		株式数 ( 1 )	
		割合 ( 2 )		割合 ( 2 )
1株以上の割当て ( 3 )	3,060,230 人	37%	8,174,747 株	82%
1株未満の割当て	4,322,245 人	53%	1,825,252 株	18%
割当てなし	831,109 人	10%	-	-
合 計	8,213,584 人	100%	10,000,000 株	100%

1：株式数については小数点以下を切り捨てています。

2：割合については小数第1位を四捨五入しています。

3：「1株以上の割当て」を受ける社員の株式数には、これらの社員についての割当株式数のうち1株未満の端数部分（例えば、1.75株のうちの0.75株の部分）の合計が含まれます。

## 2. 株式の割当てに関する今後のスケジュール

平成21年6月30日に開催される第108回定時総代会において、「組織変更計画」についての承認をいただいた場合には、ご契約者さまに対して、「組織変更計画」をお送りいたします。

その後、同年7月から12月にかけて、ご契約者さまごとの割当株式数のお知らせおよび必要なお手続きのご案内を順次郵送にてお送りいたします。

## 3. 株式の割当計算について

ご契約者さまへの株式の割当ては、補償基準日（平成21年3月31日）において有効な有配当保険契約ごとの寄与分（当社の純資産等の形成への寄与度合い）を、保険業法の定めに従って計算し、その寄与分の大きさに応じて決まります。

なお、株式の割当計算は、ご契約者間の公正性・衡平性を確保すべく、外部の第三者の数理専門会社において実施いたしました。ご契約者さまに対しては、この数理専門会社による意見書の写しを「組織変更計画」に同封してお送りいたします。

以 上